

第 10 次最低工賃新設・改正計画方針

1 改正について

(1) 計画的な改正

最低工賃については、実効性の確保を図るため、3 年を周期とする最低工賃新設・改正計画に従い、見直しを行うこと。

なお、工程・規格等が業務実態と乖離している最低工賃については、工賃額のみならず工程・規格等についても見直しを行い、必要な改正を行うこと。

(2) 改正諮問の見送り

諸処の事情により、最低工賃新設・改正計画に従った改正を行う状況にないと判断する場合には、実態調査を実施する等、産業界の動向を勘案しつつ、地方労働審議会又は同審議会家内労働部会（以下「地方労働審議会等」という。）においてその旨の説明を行い、公労使三者の了解を得た上で、当該最低工賃についての改正諮問の見送りを行うこと。

2 新設について

最低工賃の新設については、設定の必要性が高い業種のうち、次のいずれかに合致するものから優先的に実施すること。

- ① 関係団体から、新設の要請がなされているもの
- ② 継続性のある業種で、家内労働者数が相当数存在するもの
- ③ 他地域との関連性が強い業種

3 廃止について

適用家内労働者が 100 人未満に減少し、将来も増加する見通しが無いなど、実効性を失ったと思われる最低工賃については、廃止することも検討すること。

なお、当該最低工賃の廃止については、地方労働審議会等の意見を十分に聞いて尊重すること。